

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 交際費の損金算入枠の拡大

**Q** : 今年の税制改正で交際費の取り扱いが変わると聞きましたが、どのように変わるのですか。

**A** : 損金算入が認められる法人の範囲が資本金1億円以下の法人にまで拡大されるとともに、損金に算入できる割合も90%に引き上げられます。

### 【解説】

これまで法人税では、法人が支出した交際費等の額のうち損金の額に算入できる金額は、次のように制限されていました。

- ①資本金が5千万円以下の法人
  - (イ)交際費等の額 $\leq$ 400万円の場合  
…交際費等の額 $\times$ 80%
  - (ロ)交際費等の額 $>$ 400万円の場合  
…320万円
- ②資本金が5千万円を超える法人  
…0円(全額、損金とならない)

平成15年4月1日以後に開始する事業年度からは、この制限が緩和され、損金の額に算入できる範囲が次のように拡大されることになりました。

- ①資本金が1億円以下の法人
  - (イ)交際費等の額 $\leq$ 400万円の場合  
…交際費等の額 $\times$ 90%
  - (ロ)交際費等の額 $>$ 400万円の場合  
…360万円
- ②資本金が1億円を超える法人  
…0円(全額、損金とならない)

